

八幡市ファミリーサポートセンター事業 サポート会員活動助成について

令和7年4月1日から、相互援助活動を実施したサポート会員へ市が助成金を交付します。

1 利用料金 ※1

区分	利用会員支払額
平日の7時～20時	700円/時間
上記以外	800円/時間

今回の助成について		
市助成金額	=	サポート会員受取報酬額
400円/時間※2	=	1,100円/時間
400円/時間※2	=	1,200円/時間

※1 交通費、食事代、おむつ代等の実費分及び、キャンセル等に伴う負担分は除く。

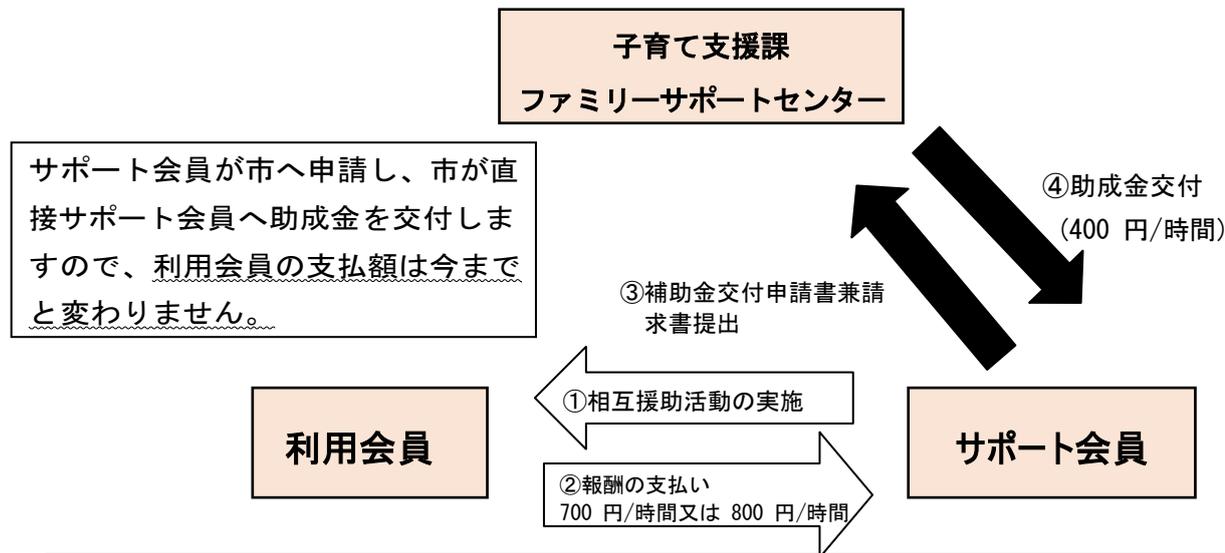
※2 サポート会員1人に対して、1時間あたり400円を助成します。

2 申請方法

相互援助活動を実施した日の属する月の翌月15日までにサポート会員は、「八幡市ファミリーサポートセンター事業サポート会員活動助成金交付申請書兼請求書」と「相互援助活動の報告書の写し」を八幡市ファミリーサポートセンターへ提出してください。

※申請書の様式は、八幡市ファミリーサポートセンターにあります。八幡市ホームページからもダウンロードできます。

3 助成金交付申請の流れ



【問い合わせ先】

八幡市役所 子育て支援課
(助成制度について)
TEL : 075-983-1133

八幡市ファミリーサポートセンター
(会員登録、相互援助活動の申込について)
TEL/FAX : 075-971-1109

